

綾川町週休 2 日モデル工事 Q & A

Q 1 対象となる工事を教えて下さい。

A 1 令和 7 年度から、土木及びその他工事の場合は設計金額が2,000万円以上、建築工事の場合は設計金額が5,000万円以上の建設工事を発注者指定型として選定します。ただし、工事の施工条件等により対応が困難であるなど、週休 2 日に取り組むことが適切でないと思われる以下に該当する工事は、対象外とします。

- ① 現場施工が 1 週間未満程度の短期間の工事
- ② 通年維持工事や緊急対応工事等の緊急対応が必要な工事
- ③ 社会的要請等により強く早期の工事完成が望まれる工事
例) 災害復旧工事、使用開始時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
- ④ 工事施工時間や施工方法への制約が予測される工事
例) 施設管理者からの施工時間の指定など、地域からの要望が予測される工事
受注者希望型として選定する工事は想定していません。

Q 2 工事着手日とは具体的にどの日のことですか。

A 2 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（施工に先だって行う、調査・測量、現場事務所の設置等工事施工上必要な準備に要する業務等をいう）に着手する日をいいます。

Q 3 要綱第 5 条第 1 項のただし書きの「災害時の緊急対応、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業及びその他緊急等でやむを得ない場合」とはどのような作業ですか。

A 3 次のような作業が考えられます。

- (1) 災害時の緊急対応
 - ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
 - (2) 品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業
 - ・コンクリート養生等の施工品質を確保するうえで必要な作業
 - ・工程上特に必要な段階であると認められる時期における、第三者災害の防止作業や安全パトロール、警備
 - (3) その他緊急等でやむを得ない場合
 - ・受注者側の要因以外の要因等により、当初からは想定し難い、緊急的な休日作業が追加的に発生した場合の対応
 - ・その他、監督員が必要と認めた作業
- 休工予定日にこれらの作業を行った場合、休工日とカウントします。

Q 4 祝日はどのように取り扱えばよいですか。

A 4 休工すれば、休工日の実績とすることができます。

Q 5 降雨等による予定外の休工日は、休工日の実績と考えてよいですか。

A 5 休工すれば、休工日の実績とすることができます。

Q 6 建築工事、電気設備工事、機械設備工事等の分離発注工事がある場合、休工日のカウントは各工事ごとに考えてよいですか。

A 6 分離発注工事がある場合、休工する受注者と休工しない受注者とがあると、現場として閉所にはなりませんが、休工日のカウントは各工事ごとに扱ってください。

Q 7 要綱第8条の内容とは、具体的にどのようなものになりますか。

A 7 週休2日を確実に実施することが確認できる工程を検討し、記載例に則り作成してください。なお、工期延期を行うことが入札公告等において明記されている工事は、工期延長後の工期で作成してください。

Q 8 要綱第9条の工事中標示板とは、具体的にどのようなものになりますか。

A 8 工事中標示板の記載例は次のようなものです。

ご迷惑をおかけします	
綾川町週休2日モデル工事	
〇〇の〇〇を行っています。	
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	
時間帯 0:00 ~ 0:00	
〇〇〇〇工事	
発注者	綾川町 〇〇課
	電話 000-000-0000
施工者	〇〇〇〇株式会社
	電話 000-000-0000

Q 9 要綱第11条の休工日の確保状況を確認できる資料とはどのようなものですか。

A 9 休工日の確保の状況を確認できる資料の例として「週休2日確認書」を参考にしてください。

Q 1 0 要綱第 4 条の現場閉所率はどのように算出されますか。

A 1 0 現場閉所率の算出は、次のとおりです。

現場閉所率＝対象期間の現場閉所日数／対象期間の日数×100

・ 4 週 8 休相当：現場閉所率28.5%（8 日／28 日）

従前は週休 2 日達成状況の確認を工事着手日から竣工日までの対象期間に対して、現場閉所日数の割合を算出していましたが、これと同時に、月単位でも現場閉所日数の割合を算出するよう変更しています。

なお、第 3 条に記載のとおり、年末年始休暇 6 日間及び夏季休暇 3 日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者が事前に対象外としている期間（受注者の責によらずに現場作業を余儀なくされる期間）などは、対象期間には含みません。

Q 1 1 要綱第 3 条では、年末年始休暇 6 日間及び夏季休暇 3 日間は対象期間から除くとのことですが、次の場合はどのように取り扱うのですか。

例) 夏季休暇 3 日間内に土日の休工予定日が重なる場合で、全土日を休工予定日としても、4 週 8 休相当以上の現場閉所率とならないことがあるが、夏季休暇 3 日間内の土日とは別途、休工日を設ける必要があるのか。

番号	項目	8月																															
		1 日	2 月	3 火	4 水	5 木	6 金	7 土	8 日	9 月	10 火	11 水	12 木	13 金	14 土	15 日	16 月	17 火	18 水	19 木	20 金	21 土	22 日	23 月	24 火	25 水	26 木	27 金	28 土	29 日	30 月	31 火	
	工事着手前に 提出した休工予定日	●						●	●					●	●							●	●						●	●			
	カウントする休工日	●						●	●					●	●							●	●						●	●			
	対象期間	夏季休暇 対象期間外																															

A 1 1 例の場合、夏季休暇内であっても、休工予定日（当該工事における休工予定日が土日であれば「土日」）を休工した場合は、休工日としてカウントすることができます。この際、夏季休暇内における休工予定日は対象期間に含みます。したがって、全土日を休工予定日としても、年末年始休暇・夏季休暇が対象期間外となることによって、4 週 8 休相当以上の現場閉所率が達成できない場合に、別途、対象期間において休工予定日を設ける必要はありません。

現場閉所率の考え方は、下記のようになります。

例) 工事着手日から竣工日までが 4 週間で、その中に夏季休暇（土日休工予定）を含む場合
対象期間（夏季休暇（3 日）のうち、休工予定の土日（2 日）は対象期間となる）：

27 日（28 日－3 日（夏季休暇）＋2 日（土日休工予定日））

休工予定日（土日）：8 日（夏季休暇中の土日休工予定日を含む）

現場閉所率：8 日／27 日＝29.6%＞28.5%（4 週 8 休相当達成）

Q 1 2 月単位の考え方を教えてください。

例えば3月18日から工事着手した場合、3月31日までをひと月として週休2日の達成を確認するのでしょうか。それとも4月18日までをひと月として週休2日の達成を確認するのでしょうか。

A 1 2 上記の場合、3月18日から工事着手した場合、3月31日までをひと月として週休2日の達成を確認します。その際達成の確認方法は28.5%で確認するのではなく、その期間の土日の合計数以上休工としている場合において達成したとみなします。

なお、この考え方については、工期末の場合も同様です。

Q 1 3 月単位の確認でその月の土日の合計数休んでいるにも関わらず 28.5%を達成できない月は未達成になるのか。（例えば31日の内8日休み→25.8%）

それが対象期間を通して続く場合も未達成になるのか。

また、振替日の休工日扱いはどうなるのか。

A 1 3 月単位での達成の確認方法はその月で28.5%以上達成しているか確認する方法と、その月において土日の合計数以上休工としているか確認する方法のどちらかで確認してください。対象期間を通して続く場合でも月ごとに土日の合計数以上休工していれば達成したとみなします。

Q 1 4 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのですか。

A 1 4 週休2日工事において、見積単価は補正の対象外としています。